

## 後漢後半期における盜賊の収拾と赦免

鮫島 玄樹

はじめに

後漢時代は、安帝（在位一〇六―一二五年）以降の後漢後半期を中心に、多数の盜賊が発生した時期であった。<sup>(1)</sup> 盜賊のなかには、中央政府や地方政府の官軍によって鎮圧される者もいれば、地方長官の説得に応じて解散する者もあり、皇帝による赦免を受けて解散する者もいた。本稿では、第一の方法を武力鎮圧、第二の方法を収拾、第三の方法を赦免とよぶ。<sup>(2)</sup>

後漢後半期の盜賊は、黄巾の乱への發展過程を示すものとして注目されてきた。黄巾の乱については木村正雄氏の研究があり、谷川道雄氏・森正夫氏による関連史料の訳注もある。<sup>(3)</sup> 他方で、漆俠氏や多田狷介氏は、後漢後半期に盜賊の規模と発生頻度が増していくとし、その原因を天災や羌の侵入などに求めている。<sup>(4)</sup> また志田不動磨氏は、

「妖賊」と呼ばれる集団を取り上げ、盗賊と宗教組織の関係性について検討している<sup>(5)</sup>。さらに東晋次氏は、増淵龍夫氏の任侠的習俗論も踏まえつつ、任侠や宗教指導者などが盗賊の集団内で重要な位置を占めていたと論じている<sup>(6)</sup>。このように、盗賊の発生原因や組織構造については研究が蓄積されている。

一方で、盗賊対策についてはなお課題を残している。竹園卓夫氏は武力鎮圧の例をまとめ、盗賊の鎮圧に派遣された官吏の官職を整理している<sup>(7)</sup>。また狩野直禎氏は、地方長官による盗賊の収拾策に注目し、それを「恩信をもつて賊を慰撫する方策」と呼び、清流派官僚が実施したとする<sup>(8)</sup>。長谷川隆一氏は、収拾の実施背景や意義についてより詳細に検討している<sup>(9)</sup>。これによって、後漢後半期には盗賊に対して武力鎮圧だけでなく、収拾も行われたことが判明した。なお盗賊が赦免によって解散する例もあるが、専論は見当たらない。

では後漢後半期には、なぜ収拾策が行われたのか。収拾策が採用された背景として、狩野氏は清流派官僚の心性を挙げ、長谷川氏は官軍の弱体化を指摘する。しかし理由はそれだけだろうか。また、収拾と赦免はいかなる関係にあったのだろうか。本稿ではこれらの問題に答えたい。なお本稿で『後漢書』を引用する場合は書名を省略し、巻数は中華書局本に従う。

## 第一節 後漢後半期以前の盗賊に対する武力鎮圧と赦免

本節ではまず、後漢後半期以前の盗賊対策について概観し、次節以降で後漢後半期の特徴を捉える際の手がかりとしたい。そもそも漢代には、中央政府が使者を派遣し、盗賊を武力鎮圧させる例が多くある。郡国やそれ以下の

行政単位で官吏が盗賊を鎮圧した例もあるが、それでは鎮圧しきれない場合に使者が派遣された。富田健之氏によると、武帝期には郡国の治安維持機構で盗賊に対応しきれなかった場合、中央から直指使者が派遣された。<sup>(10)</sup> また飯田祥子氏によると、成帝期には御史中丞・丞相長史などが使者として派遣され、盗賊の鎮圧にあたった。<sup>(11)</sup> 後漢時代については竹園氏の研究があり、光禄勳に所属する中郎将などの諸官や、御史中丞・侍御史が使者として派遣され、盗賊の鎮圧に従事した例が多数指摘されている。<sup>(12)</sup> 本稿末尾の付表は後漢時代の盗賊を挙例・分類したもので、<sup>(13)</sup> ここからも使者により鎮圧された例が多いとわかる。<sup>(14)</sup>

一方、漢代には盗賊が赦免をうけて解散する場合もあった。『漢書』卷八三薛宣伝に

左馮翊と爲り、教を崇め善を養い、威徳竝びに行われ、衆職は修理し、姦軌は絶息す。辭訟する者は歷年丞相府に至らず、赦後の餘の盜賊は三輔を什分して之が一なり。<sup>(15)</sup>

とある。これは谷永の上奏文の一部で、前漢時代の陽朔元〜三（前二四〜二二）年に左馮翊を務めた薛宣を称え、御史大夫に推薦したものである。その内容によると、三輔の盗賊が赦免後には一割にまで減少したという。

また新代の盗賊が多発した時期に、翼平郡連率の田況が以下のように上奏した。『漢書』卷九九王莽伝下に

前に幸に赦令を蒙り、賊は解散せんと欲するも、或ひと反つて遮撃し、恐れて山谷に入り、轉つて相い告語す。

故に郡縣の降賊は、皆な更々驚駭し、詐滅せらるることを恐れ、饑饉に因りて動き易ければ、旬日の間に更めて十餘萬人たり。此れ盗賊の多き所以の故なり。<sup>(16)</sup>

とある。これによると、盗賊は赦令をうけて解散しようとしたが、官軍の一部がかえって攻撃したため、恐れて山

谷に逃げ込んだ。

つまり、盗賊は赦免をうけて解散することができたし、赦免は盗賊の収拾に寄与し得た。<sup>(17)</sup> 漢代ではおよそ一、二年に一度の間隔で赦免が行われたが、従来の赦免制度研究では服役中の刑徒が主な赦免対象とみなされ、盗賊への言及は少なかった。しかし上記史料によれば、盗賊が対象に含まれる赦免もあったことになる。

以上、後漢後半期以前の盗賊対策について概観した。盗賊の大半は武力鎮圧されたが、なかには皇帝による赦免によって解散する場合もあった。これに対して後漢後半期には、地方長官による盗賊の収拾の事例が台頭してくる。次節でその背景について検討する。

## 第二節 後漢後半期における赦免の無視と再蜂起

既述の通り、後漢後半期以前には赦免をうけたのち、盗賊が解散する場合があった。しかし後漢後半期になると、赦免は引き続き出されているにもかかわらず、それを無視して活動を続ける盗賊の例が登場する。卷三八法雄列伝には

永初三年、海賊の張伯路等三千餘人、赤幘を冠り、絳衣を服し、將軍と自稱し、濱海の九郡を寇し、二千石・令・長を殺す。初め侍御史の龐雄をして州郡の兵を督して之を撃たしむ。伯路等は降らんことを乞うも、尋いで復た屯聚す。<sup>(20)</sup>

とある。これには、「海賊」の張伯路が郡県を攻撃し、一旦降伏を願い出た後に再集合したとある。さらに卷三八法

雄列伝には

乃ち御史中丞の王宗をして持節して幽・冀諸郡の兵を發せしむること、合わせて數萬人。乃ち雄を徵して青州刺史と爲し、王宗と力を并せて之を討たしむ。連戦して賊を破り、斬首・溺死する者は數百人。餘は皆な奔走し、器械財物を收むること甚だ衆し。會々赦詔到るも、賊は猶お軍甲の未だ解けざるを以て、敢えて歸降せず。<sup>(21)</sup>とある。これによると、張伯路は官軍の攻撃をうけて敗走した後には赦令をうけたが、官軍が武装解除していないことを理由に投降を拒否した。

こうした赦免の無視は、後漢後半期に、盜賊の活動期間が長期化する傾向にあつた点からもうかがえる。たとえば附表の<sup>(22)</sup>張嬰は、漢安元（一四二）年に降伏するまでおよそ一〇年間にわたつて活動し、その間に何度も赦免をうけている。<sup>(23)</sup>これは、張嬰らが赦免を無視して活動を続けたことを意味する。早川雅章氏は、後漢後半期の盜賊が時期によつて性質を変化させたと論じ、なかでも順帝（在位一二五～一四四年）期頃になると、長期化する傾向にあつたとしている。<sup>(24)</sup> 附表に示した例のうち、⑪、⑬、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛には、活動期間が長期にわたつた様子が明記されている。

後漢の崔寔は、『群書治要』卷四五所引『政論』で

赦は以て姦を趣め、姦は以て赦を趣め、轉た相い驅蹶して、兩つながら息むことを得ず。日々に之を赦すと雖も、亂は甫めて繁きのみ。由お飲むこと多きに坐りて消渴を發し、而して水は更めて口を去るを得ず。其の歸は亦た終わり無し。<sup>(24)</sup>

後漢後半期における盜賊の收拾と赦免

鮫島

五

と述べ、いくら赦免をしても際限が無く、かえって赦免によって悪事を勧めているようなものだとしている。後漢時代には赦免への批判が多くみられるが、そこで取り上げられていたのは赦免の濫発と効果の低さで、とくに赦免をうけた者による再犯の多さが問題視されていた。<sup>(25)</sup> 盗賊による赦免の無視という問題も、この一例と考えてよいであらう。

こうした状況を受けて、代替策が提起されることもあった。卷六一左雄列伝には

尋いで青・冀・揚州に盗賊は連發し、數年の間、海内は擾亂す。其の後天下に大赦し、賊は頗か解くと雖も、而るに官は猶お備え無く、流叛の餘は數月にして復た起つ。雄は僕射の郭虔と共に上疏して以爲らく「寇賊は連年、死亡すること太平なるも、一人法を犯せば、宗を擧げて羣がり亡る。宜しく其の尙お微なるに及び、開きて改悔せしむべし。若し黨與を告する者は、其の罪を除くことを聽し、能く誅斬する者は、明らかに其の賞を加えん」と。書奏するも、並びに省みられず。<sup>(26)</sup>

とある。順帝の永建四(一二九)年頃には盗賊が多く、大赦によって解散しても、數ヶ月後には再蜂起するという状況に見舞われた。そこで左雄は、仲間を密告した者は罪を除き、斬殺した者には褒賞を与えるよう上奏したが、提案は受け入れられなかった。本来ならば赦免には、盗賊を解散させることが期待されていたとわかる。しかし、実際は赦免後に盗賊が再蜂起するようになったため、代替策を模索する動きがあった。

このように後漢後半期では、盗賊への赦免が効果を發揮しなくなっていた。それはなぜだろうか。そもそも後漢後半期は、様々な要因によって盗賊が頻発した時代とされている。多田氏によると、当時は羌の侵入や天災が多発

し、朝廷は軍費や振恤費用の捻出のため、徴税を強化せざるをえなかった。徴税は比較的天災などの被害が少なかった地域にも波及し、そのため国家による収奪に苦しむ地域が次第に広まった。また地方によっては、豪族による収奪にも苦しめられた。こうして人々は流民化し、盗賊に身を投じるようになった。<sup>(27)</sup>

また紙屋正和氏は、官吏の資質低下や就官拒否による人材不足、州刺史の監察権限の弱化、郡県属吏の長吏への昇進可能性縮減による志気低下、長吏の経験不足などに言及し、地方行政が停滞したとする。加えて、外戚・宦官一族の地方長官就任により、任地での不法行為や不正蓄財が横行したとする。<sup>(28)</sup>

するとこれらが、盗賊の発生だけでなく、赦免の無視や赦免後の再蜂起に結びついていたのではないだろうか。時期はズれるが、以下の史料が参考になる。『漢書』卷九九王莽伝下に

琅邪の女子の呂母も亦た起つ。……兵を引きて海に入り、其の衆は浸く多く、後に皆な萬をもて數う。莽は使者をして即きて盗賊を赦さしむるも、還りて言う「盗賊は解けども、輒ち復た合す。其の故を問うに、皆な曰く「法禁の煩苛にして、手を擧ぐるを得ざることを愁う。力作して得る所、以て貢税に給するに足らず。門を閉じて自守するも、又た鄰伍の錢を鑄て銅を挟むに坐す。姦吏は因りて以て民を愁えしむ。民は窮し、悉く起ちて盗賊と爲る」と」と。莽は大いに怒り、之を免ず。<sup>(29)</sup>

とある。これによると、天鳳四（二七）年に呂母が蜂起した際、王莽は使者を派遣して赦免したが、彼女らは後に再蜂起したという。そしてその理由として呂母らは、働いても税を払えるだけの収入を得られず、さらに官吏の苛政によって罪に陥れられることを挙げている。

また②張嬰が、漢安元（一四二）年に広陵太守の張綱に降伏した際のこととして、卷五六張綱列伝に

「前後の二千石は多く貪暴を肆はしまにし、故に公等の憤りを懷きて相い聚まることを致す。二千石、信に罪有り。

然れども之を爲す者は又た義に非ざるなり……」<sup>(30)</sup>と。

とある。これによると、張嬰が盜賊になった原因は、前任の太守の苛政にあった。ゆえに、張嬰は原因が解決されるまで、盜賊を続けざるを得なかった。前掲の左雄は、赦免後に盜賊が再蜂起した理由として、官吏の側にしかるべき備えがなかったと述べている。つまり盜賊に対する赦免は、解散した盜賊が生活を再建できる見込みなしには効果を發揮し得なかったのである。

後漢後半期以前は、天災をはじめとする経済的要因や、官吏の横暴といった問題が比較的輕微だったため、盜賊への赦免は効果を發揮したとみられる。加えて薛宣のような有能な官吏の力があれば、さらに大きな成果を期待することもできた。ところが後漢後半期には、生活苦をはじめとして、盜賊が発生した原因を根本的に解決することが難しくなった。その結果、赦免の無視や赦免後の再蜂起を招き、さらに盜賊の活動期間が長期化する傾向を生じたのである。かくして後漢後半期には、武力鎮圧や赦免に加え、地方長官による收拾が試みられる。次節ではその内容と特徴を検討する。

### 第三節 後漢後半期における地方長官による盜賊の收拾策

後漢後半期の地方長官による收拾策については、すでに先行研究でも論じられている。その例として、卷五六張



綱列伝には

時に廣陵の賊の張嬰等の衆數萬人、刺史・二千石を殺し、揚・徐の間を寇亂すること、十餘年を積ぬるも、朝廷は討つこと能わず。冀は乃ち尙書に諷し、綱を以て廣陵太守と爲す。……既に到るや、乃ち吏卒十餘人を將い、徑ちに嬰の壘に造り、以て之を慰安し、長老と相い見えて國恩を申示するを得んことを求む。嬰は初め大いに驚くも、既に綱の誠信なるを見て、乃ち出でて拜謁す。綱は延きて上坐に置き、疾苦する所を問う。乃ち之を誓して曰く「……今、主上は仁聖にして、文徳を以て叛を服せしめんと欲す。故に太守を遣わし、爵祿を以て相い榮えしめんことを思い、刑罰を以て相い加うることを願わず。今は誠に禍を轉じて福と爲すの時なり……」と。……綱は之を約するに天地を以てし、之を誓うに日月を以てす。嬰は深く感悟し、乃ち辭して營に還る。明日、部する所の萬餘人を將い、妻子と與に面縛して歸降す。

とある。張嬰を首領とする盜賊が一〇年近く活動し続け、刺史・太守を殺害したため、朝廷は張綱を太守として派遣した。そこで張綱は、張嬰の拠点を訪れて説得し、張嬰を降伏させた。

注目すべきは、張綱が張嬰らに刑罰を加えないと約束し、禍を転じて福となそうと呼びかけた点にある。<sup>(32)</sup> 加えて卷五六張綱列伝に

綱は郡に在ること一年、年四十六にして卒す。百姓の老幼は相い攜え、府に詣りて哀に赴く者は勝げて數うべからず。綱の疾を被りてより、吏人は咸な爲に祠祀して福を祈る。皆な言う「千秋萬歲、何れの時にか復た此の君に見えん」と。張嬰等五百餘人は服を制し喪を行い、送りて健爲に到り、土を負いて墳を成す。<sup>(33)</sup>

とあり、張綱は赴任の翌年に死亡し、張嬰らは張綱の亡骸を彼の故郷の犍為郡まで送り届け、墳墓を造って葬ったという。これらによれば、張嬰らは確かに処罰をうけなかったようである。

同様の事例はほかにもある。巻四一第五種列伝には

是の時、太山の賊の叔孫無忌等は一境に暴横たりて、州郡は討つこと能わず。(衛)羽は種に説きて曰く「中國は安寧にして、戦いを忘るること日は久しく、而して太山は險阻にして、寇猾は制せられず。今、精兵有りと雖も、以て敵に赴き難し。羽、請うらくは往きて譬して之を降さん」と。種は敬諾す。羽は乃ち往き、備さに禍福を説くや、無忌は即ち其の黨與三千餘人を帥いて降る。<sup>(34)</sup>

とある。<sup>(35)</sup> 桓帝の延熹三(一六〇)年頃、泰山郡で叔孫無忌を首領とする盜賊が発生し、武力鎮圧できていなかったが、最終的に叔孫無忌は兗州刺史の第五種の説得に依じて降伏した。このとき第五種の使者の衛羽は「禍福」を説いたが、これは前掲の張綱の例にもみえる表現で、相手に抵抗を続けて処罰されるか、免罪されて降伏するかをせまったものであろう。

さらに巻六三李固列伝には

永和中、荊州の盜賊起ち、年を彌りて定まらず、乃ち固を以て荊州刺史と爲す。固は到るや、吏を遣わして境内を勞問せしめ、寇盜の前讐を赦し、之と與に更始せんとす。是に於いて賊帥の夏密等は、其の魁黨六百餘人を斂め、自ら縛りて歸首す。固は皆な之を原し、遣りて還し、自ら相い招集し、威法を開示せしむ。半歳の間に餘類は悉く降り、州内は清平たり。<sup>(36)</sup>

とある。永和年間（一三六―一四一年）に荊州刺史であった李固は、部下に管轄地域内を慰問させて盗賊の罪を「赦」し、さらに降伏してきた夏密ら六〇〇余人のことも免罪したといふ。<sup>(37)</sup>

李固の申し出で特徴的なのは、「與之更始」という部分である。張嬰が張綱に降伏を申し出たときは、卷五六張綱列伝に

「荒裔の愚人、自ら朝廷に通ずること能わず。侵枉に堪えずして、遂に復た相い聚まりて生を偷むこと、魚の釜の中に遊ぎ、喘息すること須臾の間なるが若きのみ。今、明府の言を聞き、乃ち嬰等更生するの辰なり。既に不義に陥りたれば、實に恐る、兵を投ずるの日、笮戮を免れざらんことを」と。<sup>(38)</sup>

とあり、張嬰は「更生」の表現を用いている。

「與之更始」と「更生」は、いずれも皇帝の赦免に関係して用いられる表現であった。たとえば卷三章帝本紀・元和（八四）年条の赦令では

往者、妖言の大獄は、及ぶ所は廣遠にして、一人罪を犯せば、禁は三屬に至り、纓を垂れて王朝に仕宦するを得ること莫く、如し賢才有るも、而るに齒を没するまで用いらるること無し。朕は甚だ之を憐む。所謂之と與に更始するには非ざるなり。諸々の前の妖惡を以て禁錮せらるる者は、一に皆な之を蠲除し、以て咎を棄つるの路を明らかにせん。但だ宿衛に在ることを得ざらしむるのみ。<sup>(39)</sup>

とあって「與之更始」という表現がある。また卷四六郭躬列伝では、章和元（八七）年の赦令に対する郭躬の上奏文に

章和元年、天下の繫囚の四月丙子以前に在るものを赦して死罪一等を減じ、笞うつこと勿く、金城に詣らしむ。而るに文は亡命・未發覺者に及ばず。躬は封事を上りて曰く「聖恩の死罪を減じて戍邊せしむる所以は、人命を重んずればなり。今、死罪の亡命は無慮萬人にして、又た赦より以來、捕得すること甚だ衆し。而るに詔令は及ばず、皆な重論に當つ。伏して惟うに天恩は蕩宥せざる莫し。死罪より已下は竝びに更生を蒙り、而るに亡命は捕得せられて獨り澤みに沾ぬわす。<sup>(40)</sup>

とあるように、「更生」がみえる。こうした用例は多数にのぼる。<sup>(41)</sup>これは李固や張綱らによる盜賊の免罪が、皇帝の赦免に近いものと捉えられたことを示唆する。後漢後半期の盜賊の發生に際しては、地方長官が事実上の赦免のよう<sup>(42)</sup>に盜賊を免罪したのである。

とはいえ、赦免とは本来ならば皇帝の特権であつた。<sup>(42)</sup>じつさい前漢時代には、盜賊を勝手に免罪した地方長官が処罰された例もある。『漢書』卷七七孫宝伝に

鴻嘉中、廣漢の羣盜は起ち、選ばれて益州刺史と爲る。廣漢太守の扈商は、大司馬車騎將軍の王音の姉の子たり。軟弱にして職に任えず。寶は部に到り、親しく山谷に入り、羣盜に諭告す。本より造意するに非ざれば、渠率は皆な悔過して自出することを得、田里に歸らしむ。自ら矯制を効し、商を奏して亂首と爲し、春秋の義、首惡を誅するのみと。商も亦た寶を奏し、<sup>(43)</sup>縦にする所、或いは渠率の當に坐すべき者有りと。商は徵されて下獄せられ、寶は死罪を失うに坐して免ぜらる。

とある。これによると、成帝の鴻嘉年間（前二〇～一七）に益州刺史となつた孫宝は、「羣盜」を説得により降伏さ

せた。また降伏した者は田里に帰らされ、処刑や投獄は免れた。しかし孫宝は、詔に仮託して事態を処理したと自らを弾劾し、免官処分とされた。彼の行為は、処罰されるべきものだったのである。<sup>(44)</sup>

後漢後半期にも、盜賊を勝手に免罪して自ら弾劾した者がいたが、その処遇は異なる。安帝の永初（元初年間のこととして、卷七六王渙列伝に

鐔顯も後に亦た名を知られ、安帝の時に豫州刺史と爲る。時に天下は飢荒し、競いて盜賊と爲り、州界の收捕すること且に萬餘人ならんとす。顯は其の困窮し、自ら刑辟に陥ることを愍<sup>あわ</sup>れみ、輒ち擅に之を赦し、因りて自ら劾奏す。詔有りて理むること勿かれと。<sup>(45)</sup>

とある。これによると、予州刺史の鐔顯は捕えた者を憐れんで勝手に「赦」し、自らを弾劾したが、詔によって審理されなかった。

この通り、鐔顯は孫宝と異なつて処罰されていない。むしろ盜賊張嬰を降伏させた張綱の例では、順帝はその功績によつて張綱を封侯・昇進させようとした。<sup>(46)</sup> また卷五六張綱列伝には

詔して曰く「故の廣陵太守の張綱は、大臣の苗<sup>すえ</sup>、符を割きて務を統べ、身を正して下を導き、徳信を班宣す。

劇賊の張嬰萬人を降集し、干戈の役を息め<sup>や</sup>、蒸庶の困しみを濟<sup>すく</sup>うも、未だ顯爵に升らず、不幸にして早く卒す。

嬰等は縗杖し、考妣を喪うが若し。朕は甚だ焉を愍<sup>あわ</sup>れむ」と。綱の子の續を拜して郎中と爲し、錢百萬を賜う。<sup>(47)</sup>

とあり、張綱死後に息子が恩典を与えられている。張綱が張嬰を免罪して降伏を受け入れたことは、事実上は好意的に受け止められ、むしろ顕彰の対象とされたのである。

以上を踏まえると、官吏が盜賊を勝手に免罪することは原則的に認められなかったが、後漢後半期には容認され、顕彰されるようになった。以上のような地方長官による収拾の事例は、附表の⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱に確認でき、また⑲、⑳のように降伏を願ったとされる盜賊も確認できる。ではなぜ地方長官による盜賊の収拾の事例が、後漢後半期に台頭してきたのだろうか。

#### 第四節 地方長官による生活再建

ここで注目されるのが、地方長官による収拾策の中身である。そこには、苛政の改善や、民に対する生活再建策が付帯している。たとえば卷五六張綱列伝には

綱は乃ち單車にて嬰の壘に入り、大いに會して置酒して樂を爲す。部衆を散遣し、之く所に從うに任せ、親ら爲に居室を卜し、田疇を相<sup>み</sup>、子弟の吏と爲らんと欲する者は、皆な引きて之を召す。<sup>(49)</sup>

とある。張綱は、張嬰たちが蜂起した原因が苛政にあることを認識し、宅地・田畑の世話や、希望する者の官吏への任用といった措置を実施していた。<sup>(50)</sup> また長谷川氏が指摘するように、張綱が実施したとされる灌漑事業の言い伝えも残されている。<sup>(51)</sup> 張綱はただ盜賊を降伏させただけでなく、こうした取り組みを通じて従来の苛政を改め、人々の生活再建を図ることで、盜賊の再発防止にも寄与した。

また佐藤達郎氏によると、前漢後半以降には、地方の実情にあわせた統治への要求が増しつつあった。そのため、地方長官が独自に下した教戒や法令である「教令」が盛行した。その一例として、以下の「舊制」が挙げられてい

る。<sup>(32)</sup>  
卷三一陸康列伝には

高成の令に除さる。縣は邊垂に在れば、舊制に、戸ごとの一人をして弓弩を具えて以て不虞に備え、行來することを得ざらしむ。長吏は新たに到るや、輒ち民を發して城郭を繕修す。康は至り、皆な罷遣し、百姓は大いに悦ぶ。恩信を以て治を爲し、寇盜も亦た息み、州郡は表して其の状を上る。<sup>(33)</sup>

とある。靈帝の熹平年間（一七二～一七七年）に高成県令となつた陸康は、赴任すると辺境地域特有の「舊制」を廢止し、城郭の修理をやめさせることで、「寇盜」を鎮めたという。このように従来の苛政を改め、人々の生活再建を図ることは、盜賊の再発防止や治安の回復に寄与するものであつた。

さらに卷三一賈琮列伝には、中平元（一八四）年のこととして

前後の刺史は率ね多く清行無く、上は權貴を承け、下は私賂を積み、財計盈ち給れば、輒ち復た遷代せられんことを求め、故に吏民は怨み叛く。中平元年、交址の屯兵は反し、刺史及び合浦太守を執らえ、柱天將軍と稱す。靈帝は特に三府に勅して能吏を精選せしめ、有司は琮を擧げて交址刺史と爲す。琮は部に到り、其の反状を訊うに、咸な言う「賦斂は過重にして、百姓は空しく單きざるは莫し。京師は遙遠にして、冤を告ぐる所無く、民は生を聊まず。故に聚まりて盜賊と爲る」と。琮は即ち書を移して告示し、各々其の資業に安んぜしめ、荒散を招撫し、徭役を蠲復し、渠帥の要害を爲す者を誅斬し、良吏を簡選して諸縣を試守せしむ。歳の間に蕩ぎ定まり、百姓は以て安んず。巷路は之が爲に歌いて曰く「賈父は來ること晚く、我をして先に反せしむ。今は清平を見、吏は敢えて飯らわす」と。<sup>(34)</sup>

後漢後半期における盜賊の收拾と救免 鮫島

とある。賈琮は刺史となって現地赶赴した後、まず盜賊の實情を聴取した。そこで人々が窮乏し、不当に処罰されている状況を知って、産業を興し、散り散りになった人々を招き寄せ、徭役を免除した。また盜賊の処罰は首領のうち大害をなす者に限り、良い官吏を選んで各県を委ねた。そうすることで盜賊が収まったほか、とくに役人の素行が改まったという。<sup>(55)</sup>

このように、後漢後半期の地方長官による収拾策には、しばしば民に対する生活再建策が付帯している。こうした収拾策が実行に移された事例は依然として限定的で、武力鎮圧や皇帝による赦免も行われなくなったわけではない。しかし以上検討したとおり、後漢後半期には地方長官による収拾策が実施され、効力を發揮するようになったのである。

## おわりに

以上の通り、漢代では盜賊が発生すると、その多くは武力鎮圧されていた。しかし、なかには皇帝の赦免によって罪を許され、解散する盜賊もいた。従来、赦免は秩序を乱し、統治に悪影響を与えたとされてきたが、<sup>(57)</sup>一時的にはあれ、治安を回復する役割も担っていた。一方、後漢後半期には赦免の有効性が低下し、赦免を無視して活動を続けたり、赦免後に再び集結したりする盜賊が出現した。<sup>(58)</sup>そうした事態は、王符『潜夫論』や崔寔『政論』といった後漢後半期の著作でも言及され、批判されており、本稿の検討結果と合致する。こうした状況が生じたのは、赦免が盜賊の罪を許す一方で、貧困の拡散や官吏の不正など、生活苦を根本的に改善することができなかつたため



ある。

そうしたなかで、後漢後半期には地方長官が盗賊を免罪して解散させる收拾策が台頭した。盗賊を許すことは本来ならば皇帝権力を示すもので、皇帝の専権事項である。よって前漢時代には、盗賊を免罪した地方長官が処罰されたこともある。だがそれは後漢後半期になると朝廷で容認され、顕彰されるようになった。なぜなら收拾策は、苛政の改善などの生活再建策を含むものであったため、盗賊の收拾や再発防止にたいして、赦免以上の効力を發揮したためである。これは地方長官の権限拡大をしめし、前漢後半から後漢にかけて、地方長官の権限が拡大する傾向にあったとする先行研究と符合する。<sup>(60)</sup>ただしそうすると、つぎの疑問が浮上してくる。すなわち、地域にあわせた対策を行うというならば、後漢の皇帝はなぜ地域限定の赦免を出すなどの対応をしなかったのか。<sup>(61)</sup>地域限定の赦免である曲赦の登場は、西晋を待たねばならないが、それはなぜなのか。<sup>(62)</sup>これについては今後の課題としたい。

## 註

- (1) 水間大輔『秦漢刑法研究』（知泉書館、二〇〇七年）、一三四頁によると、漢律では五人以上で人の物財を強奪することや、それを生業とする集団を「群盜」とする。また石岡浩「張家山漢簡「二年律令」盗律にみる磔刑の役割——諸侯王国を視野におく嚴罰の適用——」（『史学雑誌』一一四—一一、二〇〇五年）によると、その対処には軍隊の出
- 動が要請された。他方、『後漢書』等では、民が集団で官側に抵抗を示した事件の大部分を「盜賊」と表現する。本稿でこうした事件を総称する場合、「盜賊」の語を用いる。
- (2) これ以外に王莽により実施された方法もあるが、今回は論じない。
- (3) 木村正雄『中国古代農民叛乱の研究』（東京大学出版会、一九七九年）。谷川道雄・森正夫『中国民衆叛乱史一

秦・唐」(平凡社、一九七八年)。

- (4) 漆侠『秦漢農民戦争史』(生活・読書・新知三聯書店、一九六二年)、一四九〜一五八頁、多田狷介「黄巾の乱前史」(『東洋史研究』二六―四、一九六八年)、『漢魏晋史の研究』(汲古書院、一九九九年)所収。当該時期については、孫達人『中国古代農民戦争史』(陝西人民出版社、一九八〇年)、一五五〜一六六頁も参照。中国におけるいわゆる農民戦争史研究の主要な著作は、宓大利・劉悦斌『中国農民戦争史論弁』(百花洲文藝出版社、二〇〇四年)、三〇六〜三四二頁で整理されている。

- (5) 志田不動磨「後漢時代の妖巫と妖賊」(『歴史教育』一六一六、一九三六年)。Burchard J. Mansvelt Beck, "The Fall of Han," in *The Cambridge History of China*, Volume 1, *The Ch'in and Han Empires, 221 B.C.-A.D. 220*, ed. Denis Twitchett and Michael Loewe (Cambridge: Cambridge University Press, 1986), p. 374, とくに一四〇年代に多数の「妖賊」が蜂起した理由として梁冀の専横への反発を挙げる。一方, Rade de Crespigny, *Fire over Luoyang: A History of the Later Han Dynasty, 23-220 AD* (Leiden: Brill, 2016), p. 278は、別の理由による地方的な現象だとしている。

- (6) 東晋次「後漢初期の巫者の反乱について」(『名古屋大

学東洋史研究報告』二五、二〇〇一年)。

- (7) 竹園卓夫「後漢・魏における地方鎮撫に関する一考察」(『東北大学東洋史論集』二、一九八六年)。

- (8) 狩野直禎「後漢政治史の研究」(同朋舎、一九九三年)、四五九〜四六〇頁。大室幹雄「桃源の夢想——古代中国の反劇場都市——」(三省堂、一九八四年)、一六八〜二一三頁も、後漢後半期〜魏晋南北朝時代のこうした事例に言及している。

- (9) 長谷川隆一「後漢時代における反乱の平定——「恩信」を媒介として——」(『学習院史学』五五、二〇一七年)。

- (10) 富田健之「漢代における司隸校尉」(『史淵』一一一、一九八四年)、六七頁。

- (11) 飯田祥子「王莽の戦争」(『名古屋大学東洋史研究報告』三八、二〇一四年)、一一〜四頁。

- (12) 前掲註(7)竹園論文。また竹園卓夫「後漢安帝以後における刺史の軍事に関する覚え書き」(『集刊東洋学』三七、一九七七年)など、州牧や都督制研究の一環として、盗賊の鎮圧が触れられる場合もある。

- (13) 後漢時代の盗賊は、末尾の付表に挙例した。これは、光武帝による統一後の建武一三(三七)年から、黄巾の乱が発生した中平元(一八四)年までを範囲とし、時期・地

域・首領名などが比較的明らかなものを掲載した。また各事例は、発生後の顛末に応じてA.武力鎮圧(軍隊の派遣による鎮圧や、首領の処刑のみが記されているもの)、B.收拾(地方長官の免罪によって盗賊が解散・降伏したとみられるもの)、C.その他(赦免や「購賞」、酷吏による脅迫など、A・B以外の手段が単独で試みられたか、武力鎮圧と並行して試みられたもの)に分類した。盗賊の発生のみが記され、その後の顛末が不明なものは空欄とした。事例の収集や分類にあたっては、前掲註(4)多田論文、前掲註(9)長谷川論文、早川雅章「黄巾以前の反乱について」(『中央大学大学院論究』八一―、一九八〇年)を参考にした。主な対応者のうち、中央からの使者にあたるとみられる者には\*印をつけた。

(14) 佐藤達郎『漢六朝時代の制度と文化・社会』(京都大学学術出版会、二〇二一年)、二七七―三〇五頁によると、前漢後半期以降には「教令」のひとつとして、盗賊や周辺民族に対する「購賞」がみられる。柿沼陽平「漢代における銭と黄金の機能的差異」(『中国出土資料研究』一一、二〇〇七年)、一四七―一五〇頁、「中国古代貨幣経済史研究」(汲古書院、二〇一二年)所収によると、「購」とは「民に何らかの貢献をさせるために国家が広範に設けたインセン

ティブ」である。一例として『漢書』卷七六張敞伝に「久之、勃海・膠東盜賊竝起。……天子徵敞、拜膠東相、賜黃金三十斤。敞辭之官、自請「治劇郡非賞罰無以勸善懲惡。吏追捕有功效者、願得壹切比三輔尤異」。天子許之。敞到膠東、明設購賞開羣盜、令相捕斬除罪。吏追捕有功、上名尚書、調補縣令者數十人。由是盜賊解散、傳相捕斬。吏民歛然、國中遂平」とある。「比三輔尤異」については、宋・劉敞注に「下言「上名尚書調補縣令」、然則、三輔尤異如此」とある。「購賞」の内容は事例により異なるとみられるが、なかには互いに捕縛・斬殺した盗賊の罪が除かれることもあった。「購賞」は後漢時代にかけてもみられ、付表では①、⑧、⑨などに言及がある。

(15) 『漢書』卷八三薛宣伝「爲左馮翊、崇教養善、威德竝行、衆職修理、姦軌絕息。辭訟者歷年不至丞相府、赦後餘盜賊什分三輔之一」。

(16) 『漢書』卷九九王莽伝下「前幸蒙赦令、賊欲解散、或反遮擊、恐入山谷、轉相告語。故郡縣降賊、皆更驚駭、恐見詐滅、因饑饉易動、旬日之間更十餘萬人。此盜賊所以多之故也」。

(17) 佐竹昭『古代王権と恩赦』(雄山閣出版、一九九八年)、二四頁は「皇帝の秩序に対する反乱は、皇帝によって盗な

どと認定され、盗に対してはまず恩赦が発せられる。そこで盗が赦を受けて帰順しない場合には軍事力による制圧が試みられ、首謀者以外は赦されて反乱は収束される」と述べる。これは諸侯王反乱を念頭に置いたものだが、赦免が有する機能の側面を指摘した重要な見解である。

(18) 鄭文玲『漢代赦免制度研究』(中国社会科学院研究生院博士学位論文、二〇〇三年)、二〇一三〇頁。

(19) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』(同朋舎、一九九八年)、一七一〜一七九頁は、赦免の対象を服役囚のみとし、前掲註(17)佐竹書は、赦免を刑徒労働力の調整弁とする。また石岡浩『漢代刑罰制度における赦の効用——弛刑による刑罰の緩和——』(『史観』一四三、二〇〇〇年)は、「七命」が実質的に赦免されなかったとする。

(20) 卷三八法雄列伝「永初三年、海賊張伯路等三千餘人、冠赤幘、服絳衣、自稱將軍、寇濱海九郡、殺二千石・令長。初遣侍御史龐雄督州郡兵擊之。伯路等乞降、尋復屯聚。」

(21) 卷三八法雄列伝「乃遣御史中丞王宗持節發幽・冀諸郡兵、合數萬人。乃徵雄爲青州刺史、與王宗并力討之。連戰破賊、斬首・溺死者數百人。餘皆奔走、收器械財物甚衆。會赦詔到、賊猶以軍甲未解、不敢歸降。」

(22) 陽嘉元(一三二)年三月に大赦、九月に減贖、陽嘉三

(一三四)年五月に大赦、永和元(一三六)年正月に大赦、永和四(一三九)年四月に大赦、永和五(一四〇)年五月に贖、漢安元(一四二)年正月に大赦が記録されている。

(23) 前掲註(13)早川論文、三三三頁。末尾の「災害・反乱年表」も参照。

(24) 『群書治要』卷四五所引「政論」「赦以趣姦、姦以趣赦、轉相驅蹶、兩不得息。雖日赦之、亂甫繁耳。由坐飲多發消渴、而水更不得去口。其歸亦無終矣。」

(25) 成宮嘉造「前漢の恩赦とその批判」(『東海大学論叢商経研究』一一、一九六二年)・Brian E. McKnight, *The Quality of Mercy: Amnesties and Traditional Chinese Justice* (Honolulu: The University Press of Hawaii, 1981), pp. 35-36 前掲註(18)鄭論文、一〇七〜一〇頁。

(26) 卷六一左雄列伝「尋而青・冀・揚州盜賊連發、數年之間、海内擾亂。其後天下大赦、賊雖頗解、而官猶無備、流叛之餘數月復起。雄與僕射郭虔共上疏以爲「寇賊連年、死亡大半、一人犯法、擧宗羣亡。宜及其尙微、開令改悔。若告黨與者、聽除其罪、能誅斬者、明加其賞」。書奏、竝不省。」

(27) 前掲註(4)多田論文。また東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年)、二六一頁は、

後漢の順帝期以降には、水利灌溉など「小農民保護育成策」が放棄されたと述べる。

(28) 紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』（朋友書店、二〇〇九年）、六九一〜七二五頁。

(29) 『漢書』卷九九王莽伝下「琅邪女子呂母亦起。……引兵入海、其衆浸多、後皆萬數。莽遣使者即赦盜賊、還言「盜賊解、輒復合。問其故、皆曰「愁法禁煩苛、不得舉手。力作所得、不足以給貢稅。閉門自守、又坐鄰伍鑄錢挾銅。姦吏因以愁民。民窮、悉起爲盜賊」。莽大怒、免之」。

(30) 卷五六張綱列伝「前後二千石多肆貪暴、故致公等懷憤相聚。二千石、信有罪矣。然爲之者又非義也……」。

(31) 卷五六張綱列伝「時廣陵賊張嬰等衆數萬人、殺刺史・二千石、寇亂揚・徐間、積十餘年、朝廷不能討。冀乃諷尙書、以綱爲廣陵太守。……既到、乃將吏卒十餘人、徑造嬰壘、以慰安之、求得與長老相見申示國恩。嬰初大驚、既見綱誠信、乃出拜謁。綱延置坐上、問所疾苦。乃譬之曰「……今主上仁聖、欲以文德服叛。故遣太守、思以爵祿相榮、不願以刑罰相加。今誠轉禍爲福之時也……」。……綱約之以天地、誓之以日月。嬰深感悟、乃辭還營。明日、將所部萬餘人、與妻子面縛歸降」。

(32) 『三國志』蜀書卷四五張翼伝裴松之注所引の西晋・司馬

後漢後半期における盜賊の收拾と赦免 鮫島

彪『統漢書』には、張嬰の受け答えとして「嬰曰「苟赦其罪、得全首領、以就農畝、則抱戴沒齒、爵祿非所望也」とあり、より直接的に「赦」と記されている。なお『統漢書』では、張綱の広陵太守任命から張嬰との対面までを「會廣陵賊張嬰等衆數萬人、殺刺史・二千石。冀欲陷綱、乃諷尙書以綱爲廣陵太守、若不爲嬰所殺、則欲以法中之。前太守往、輒多請兵、乃綱受拜、詔問當得兵馬幾何、綱對曰「無用兵馬」。遂單車之官、徑詣嬰壘門、示以禍福。嬰大驚懼、走欲閉門。綱又於門外罷遣吏兵、留所親者十餘人。以書語其長老素爲嬰所信者、請與相見、問以本變、因示以詔恩、使還請嬰」と記している。ここで張綱は、「詔恩」を示したと呼びかけているが、前後にそのような詔の存在を示す記述はない。あるいは、張綱が自身の行動を詔に仮託したものと考えられる。後述する『漢書』卷七七孫宝伝では、孫宝が詔に仮託して盜賊を免罪し、自ら弾劾した例も見える。

(33) 卷五六張綱列伝「綱在那一年、年四十六卒。百姓老幼相攜、詣府赴哀者不可勝數。綱自被疾、吏人咸爲祠祀祈福。皆言「千秋萬歲、何時復見此君」。張嬰等五百餘人制服行喪、送到犍爲、負土成墳」。

(34) 卷四一第五種列伝「是時、太山賊叔孫無忌等暴橫一境、

二二

州郡不能討。羽說種曰「中國安寧、忘戰日久、而太山險阻、寇猶不制。今雖有精兵、難以赴敵。羽請往警降之」。種敬諾。羽乃往、備說禍福、無忌即帥其黨與三千餘人降。

(35) 本文について、宋・司馬光「資治通鑑考異」は「種傳亦云、衛羽爲種說叔孫無忌、無忌率其黨與三千餘人降。按帝紀、延熹三年十一月、無忌攻殺都尉侯章。又臧閔訟種書稱、種所坐盜賊公負筋力未就。然則種必不能降無忌、此說妄也」とし、信憑性に疑問を呈している。たしかに、卷七桓帝本紀・延熹三年条に「太山賊叔孫無忌攻殺都尉侯章。十二月、遣中郎將宗資討破之」、卷六五皇甫規列伝に「時太山賊叔孫無忌侵亂郡縣、中郎將宗資討之未服。公車特徵規、拜太山太守。規到官、廣設方略、寇賊悉平」とある。また

第五種は叔孫無忌に対処した後、単超一族の恨みを買っていたため朔方郡に移住となった。彼への赦免を嘆願した臧旻は「春秋之義、選人所長、棄其所短、錄其小善、除其大過。種所坐以盜賊公負、筋力未就、罪至徵徙、非有大惡」と述べている。しかし清・沈欽韓『後漢書疏証』は「至衛羽說降無忌、則應有之事。段熲傳云、太山・琅邪賊聚衆三萬人。皇甫規傳、叔孫無忌侵亂郡縣、中郎將宗資討之未服。又方術傳、趙彥爲宗資陳孤虛之法、宜發五陽郡兵則其徒黨熾盛積爲巨寇。羽所說降僅三千人、何能消滅。時宦官恣睢、

以其喜怒爲功罪無妨。外方上降、內已定劾。如此等事、儕輩不少。溫公譏范之妄、未免冤抑」とし、司馬光説を否定する。清・王先謙『後漢書集解』も沈欽韓説を引く。第五種らに降伏した者と、宗資・皇甫規の武力攻撃をうけた者の両方がいたと考えるのが妥当であろう。なお沈欽韓所引の卷六五段熲列伝のみは、永寿二（一五六）年の公孫孫らにかんする史料であり、参考にできないのではないか。

(36) 卷六三李固列伝「永和中、荊州盜賊起、彌年不定、乃以固爲荊州刺史。固到、遣吏勞問境內、赦寇盜前讐、與之更始。於是賊帥夏密等、斂其魁黨六百餘人、自縛歸首。固皆原之、遣還、使自相招集、開示威法。半歲間餘類悉降、州內清平」。

(37) 李固は漢安年間（一四二～一四四年）にも、卷六三李固列伝「冀遂令徙固爲太山太守。時太山盜賊屯聚歷年、郡兵常千人、追討不能制。固到、悉罷遣歸農、但選留任戰者百餘人、以恩信招誘之。未滿歲、賊皆弭散」とあるように、類似の手法で盜賊を收拾している。

(38) 卷五六張綱列伝「荒裔愚人、不能自通朝廷。不堪侵枉、遂復相聚偷生、若魚遊釜中、喘息須臾聞耳。今聞明府之言、乃嬰等更生之辰也。既陷不義、實恐、投兵之日、不免孥戮」。

(39) 卷三章帝本紀・元和元年条「往者妖言大獄、所及廣遠、

一人犯罪、禁至三屬、莫得垂纓仕宦王朝、如有賢才、而沒齒無用。朕甚憐之。非所謂與之更始也。諸以前妖惡禁錮者、一皆鑄除之、以明棄咎之路。但不得在宿衛而已」。

(40) 卷四六郭躬列伝「章和元年、赦天下繫囚在四月丙子以前減死罪一等、勿笞、詣金城。而文不及亡命・未發覺者、躬上封事曰「聖恩所以減死罪使成邊者、重人命也。今死罪亡命無慮萬人、又自赦以來、捕得甚衆。而詔令不及、皆當重論。伏惟天恩莫不蕩宥。死罪已下竝蒙更生、而亡命捕得獨不沾澤」。

(41) 西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究——」（東京大学出版会、一九六一年）、三八六―三九五頁によれば、「更始」とは古い秩序を否定して新しい秩序を作ること、赦免にともなうしばしば用いられる言葉であったという。

(42) 同上、三八六―三九五頁。

(43) 『漢書』卷七七孫宝伝「鴻嘉中、廣漢羣盜起、選爲益州刺史。廣漢太守扈商者、大司馬車騎將軍王音姉子。軟弱不任職。寶到部、親入山谷、諭告羣盜。非本造意、渠率皆得悔過自出、遣歸田里。自効矯制、奏商爲亂首、春秋之義、誅首惡而已。商亦奏寶、所縱、或有渠率當坐者。商徵下獄、

寶坐失死罪、免」。

(44) 『漢書』卷八九龔遂伝には、地節年間（前六九―六六年）頃に龔遂が太守として盜賊対策に向かったとこととして「臣願丞相・御史且無拘臣以文法、得一切便宜從事」。上許焉。……至渤海界、郡聞新太守至、發兵以迎、遂皆遣還。移書勸屬縣、悉罷逐捕盜賊吏、諸持鉤鉤・田器者皆爲良民、吏無得問、持兵者乃爲盜賊。遂單車獨行至府、郡中翕然、盜賊亦皆罷。渤海又多劫略相隨、聞遂教令、即時解散、棄其兵弩而持鉤鉤。盜賊於是悉平、民安土樂業」とある。ここで龔遂は盜賊を解散させているが、宣帝から特別に許可を得る必要があった。一方で後漢後半期には、逐一許可を求めている例はない。

(45) 卷七六王渙列伝「鐔顯後亦知名、安帝時爲豫州刺史。時天下飢荒、競爲盜賊、州界收捕且萬餘人。顯愍其困窮、自陷刑辟、輒擅赦之、因自劾奏。有詔勿理」。

(46) 卷五六張綱列伝「人情悅服、南州晏然。朝廷論功當封、梁冀遏絕、乃止。天子嘉美、徵欲擢用綱、而嬰等上書乞留、乃許之」。

(47) 卷五六張綱列伝「詔曰「故廣陵太守張綱、大臣之苗、剖符統務、正身導下、班宣德信。降集劇賊張嬰萬人、息干戈之役、濟蒸庶之困、未升顯爵、不幸早卒。嬰等續杖、若

喪考妣。朕甚愍焉。拜綱子續爲郎中、賜錢百萬。

- (48) ⑨は卷八六南蛮列伝に「永和二年、日南・象林徼外蠻夷區憐等數千人攻象林縣、燒城守、殺長吏。交址刺史樊演發交址・九真二郡兵萬餘人救之。兵士憚遠役、遂反、攻其府。二郡雖擊破反者、而賊執轉盛。……卽拜祝良爲九真太守、張喬爲交址刺史。喬至、開示慰誘、竝皆降散。良到九真、單軍入賊中、設方略、招以威信、降者數萬人、皆爲良築起府寺」とあり、周辺民族の侵入と、出征を厭う郡兵の蜂起が併発したため、祝良と張喬が刺史・太守として派遣され、降伏させた。降伏した者は、祝良のために役所を建てたという。<sup>58</sup>は後述する。

- (49) 卷五六張綱列伝「綱乃單軍入壘壘、大會置酒爲樂。散遣部衆、任從所之、親爲卜居宅、相田疇、子弟欲爲吏者、皆召之。

- (50) 『三国志』蜀書卷四五張翼伝裴松之注所引の司馬彪『統漢書』には「綱悉釋縛慰納、謂嬰曰「卿諸人一旦解散、方垂盪然、當條名上之、必受封賞」。嬰曰「乞歸故業、不願以穢名汙明時也」。綱以其至誠、乃各從其意、親爲安處居宅、子弟欲爲吏者、隨才任職、欲爲民者、勸以農桑、田業竝豐、南州晏然」とあり、内容が部分的に異なる。

- (51) 前掲註(9) 長谷川論文、九六頁。『太平御覽』卷七五

溝条「楊子圖經」曰「六合縣東三十里、從岱石湖入四里至溝中心、與陵分界。案『後漢書』、張綱爲廣陵太守。濟惠於百姓、勸課農桑、於東陵村東開此溝、引湖水灌田。以此號爲張綱溝」。

- (52) 前掲註(14) 佐藤書、二七七〜三〇五頁。こうした「舊制」も教令の一種で、歴代の地方長官によって踏襲されるものであったという。

- (53) 卷三一陸康列伝「除高成令。縣在邊垂、舊制、令戶一人具弓弩以備不虞、不得行來。長吏新到、輒發民繕修城郭。康至、皆罷遣、百姓大悅。以恩信爲治、寇盜亦息、州郡表上其狀」。

- (54) 卷三一賈琮列伝「前後刺史率多無清行、上承權貴、下積私賂、財計盈給、輒復求見遷代、故吏民怨叛。中平元年、交址屯兵反、執刺史及合浦太守、自稱柱天將軍。靈帝特勅三府精選能吏、有司舉琮爲交址刺史。琮到部、訊其反狀、咸言「賦斂過重、百姓莫不空單。京師遙遠、告冤無所、民不聊生。故聚爲盜賊」。琮卽移書告示、各使安其資業、招撫荒散、蠲復徭役、誅斬渠帥爲大害者、簡選良吏試守諸縣。歲間蕩定、百姓以安。巷路爲之歌曰「賈父來晚、使我先反。今見清平、吏不敢飯」。

- (55) 「吏不敢飯」とは、『資治通鑑』漢紀卷五八・中平元年



条の南宋・胡三省注に「言吏不敢過民家而飯也」とあり、官吏が民家に立ち寄って食事をしようとしなくなったということ。

(56) 加えて、付表③のように張綱没後の張嬰らは再蜂起した。こうした措置は、地方長官個人の資質に頼った面が大きかったとみられる。

(57) 赦免への一般的認識を示すものとして、鷹取裕司「漢帝国の黄昏——前漢から後漢へ——」（『岩波講座世界歴史 五 中華世界の盛衰——四世紀』岩波書店、二〇二一年）、一三七—一三八頁があり、頻繁な赦免が法令の遵守や社会秩序の維持に致命的影響を与えたとしている。

(58) 黄巾の乱を引き起こした張角も、卷五四楊震列伝に「張

角等遭赦不悔、而稍益滋蔓、今若下州郡捕討、恐更騷擾、速成其患」とあり、赦免を受けて悔い改めなかったと記録されている。

(59) 前掲註(25) マクナイト書、二六頁。

(60) 前掲註(14) 佐藤書、二七七—三〇五頁。

(61) 漢代にも地域限定の赦免は行われたが、行幸の通過地などが対象であるうえ、曲赦という用語も未成立であった。

(62) 魏晋期の曲赦については、陳俊強『魏晋南朝恩赦制度的探討』（文史哲出版社、一九九八年）があるが、事例の整理など、概括的な検討にとどまっている。

（早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程）

(付表 後漢時代の盜賊發生事例)

分類	發生時期	首領	場所	主な対応者	官の対応	盜賊の反応	主な出典
1	C 建武一六年	不明	琅邪 北海	張宗* 馬援*・段熲	討之……明購賞	相捕斬者數千人	張宗列伝 馬援列伝
2	A 建武一七年	李広	宛城	臧宮* 臧宮*・竇等	擊破廣等、斬之 遂斬臣・竇等		臧宮列伝 臧宮列伝
3	A 建武一九年	不明	原武	臧宮* 臧宮*	擊武谿賊……降之		臧宮列伝 臧宮列伝
4	A 建武一九年	不明	武谿	臧宮* 臧宮*	擊武谿賊……降之		臧宮列伝 臧宮列伝
5	A 建武一二年～	隗茂	關西	孔奮	遂禽馮茂等		孔奮列伝
6	C 建武年間	夏喜	江夏	董宣	到界、移書	懼、卽時降散	董宣列伝
7	A 永元年間	不明	丹陽	馬援	發兵掩擊、皆禽滅之		馬援列伝
8	C 永元年間	張漢	梁安	魯恭	重購賞……盡破平之	張漢等率支黨降	魯恭列伝
9	C 永元年間	不明	会稽	張霸	移書開購、明用信賞	賊遂束手歸附	張霸列伝
10	A 永初二年	畢豪	平原	東郡太守	捕得豪等		劉茂列伝
11	B 永初三年	張伯路	緣海九郡	龐雄*	督州郡兵擊之	乞降、尋復屯聚	法雄列伝
12	C 永初四年	張伯路	厭次	王宗*・法雄	率郡兵擊破之	會赦詔到……不敢歸降	法雄列伝
13	A 永初四年	隋季	朝歌	虞詡	遂殺賊數百人		虞詡列伝
14	A 永初五年	杜琦・王信	淇陽	趙博	遣客刺殺杜琦		安帝本紀
15	A 陽嘉元年	曾旌	会稽	不明	詔緣海縣各屯兵戍		順帝本紀
16	陽嘉元年	章何	揚州	不明			順帝本紀
17	陽嘉三年	不明	益州	不明			順帝本紀
18	永和二年	不明	江夏	不明			順帝本紀
19	B 永和二年	不明	九真・交趾	祝良・張喬	開示總誘	竝皆降散	南蠻列伝
20	B 永和三年	蔡伯流	九江	應志	破斬之	率衆詣徐州刺史應志降	順帝本紀
21	A 永和三年	羊珍	吳	王衡			順帝本紀
22	A 永和六年	範容・周生	九江	馮緄*・滕撫	合州郡兵數萬人共討之		滕撫列伝
23	A 永和六年	徐颯・馬勉	九江	馮緄*・滕撫	合州郡兵數萬人共討之		滕撫列伝

24	B	永和六年	夏密	荊州	李固	赦宥盜前豐	餘類悉降	李固列伝
25	B	永和六年	不明	泰山	李固	以恩信招誘之	賊皆弭散	李固列伝
26	B	漢安元年	張嬰	広陵	張綱	譬之	面縛歸降	張綱列伝
27		漢安二年	不明	揚州・徐州	不明			順帝本紀
28	A	建康元年	不明	南郡・江夏	不明	州郡討平之		順帝本紀
29		建康元年	不明	蕪陵	不明			沖帝本紀
30	A	建康元年	服直	巴郡	和嵩・応承	討捕、不克		和嵩列伝
31	A	永憙元年	張嬰	広陵	滕撫*	撫復進擊張嬰		滕撫列伝
32	A	永憙元年	陸宮	丹陽	江漢	擊破之		質帝本紀
33	A	永憙元年	不明	廬江	王章	擊破之		質帝本紀
34	A	永憙元年	華孟	歴陽	滕撫*	乘勝進擊、破之		滕撫列伝
35	A	建和元年	劉文・劉鮪	清河	不明	捕文・鮪誅之		清河孝王慶列伝
36	A	建和元年	李堅	陳留	不明	伏誅		桓帝本紀
37	A	建和二年	陳景	長平	不明	悉伏誅		桓帝本紀
38	A	和平元年	裴慶	扶風	不明	伏誅		桓帝本紀
39	A	永興二年	李白	蜀郡	不明	伏誅		桓帝本紀
40	A	永興二年	公孫舉・東郭寶	泰山・狼邪	段熲*	大破斬之		段熲列伝
41	A	延喜三年	勞丙	狼邪	趙果*	督州郡討之		桓帝本紀
42	B	延喜三年	叔孫無忌	泰山	第五種・皇甫規	皆降之	帥其黨與三千餘人降	第五種列伝
43	A	延喜四年	黃武など	南陽など	不明	皆伏誅		桓帝本紀
44		延喜五年	不明	長沙	不明			桓帝本紀
45	A	延喜五年	不明	長沙・零陵	盛脩*	舉兵討之、不能剋		度尚列伝
46	A	延喜五年	不明	支婁	度尚	進擊、大破之		度尚列伝
47	A	延喜五年	卜陽・潘鴻	桂陽	度尚	遂大破平之		度尚列伝
48	C	延喜六年	李研	桂陽	陳球	設方略	賊虜消散	陳球列伝

後漢後半期における盜賊の收拾と赦免 鮫島

49		延喜六年	不明	南海	不明			桓帝本紀
50	A	延喜八年	朱蓋・胡蘭	桂陽	度尚・陳球	討擊、大破之		度尚列伝
51	A	延喜八年	蓋登	渤海	不明	皆伏誅		桓帝本紀
52	A	延喜九年	戴異	涪国	不明	伏誅		桓帝本紀
53		永康元年	不明	麗江	不明			桓帝本紀
54		建寧三年	不明	濟南	不明			靈帝本紀
55	A	熹平元年	許昭	谷稽	臧昱・陳奩	獲昭父子、斬首數千級		臧洪列伝
56	A	光和元年	梁龍	交趾	朱儁	遂斬梁龍		朱儁列伝
57	A	光和三年	不明	蒼梧・桂陽	楊璇	梟其渠帥		楊璇列伝
58	B	中平元年	不明	交趾	賈琮	招撫荒散	歲間蕩定、百姓以安	賈琮列伝
59		中平元年	張脩	巴郡	不明			靈帝本紀

# TOYO GAKUHO

THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF  
TOYO BUNKO

Vol. 105, No. 1

June 2023

Recovering Bandits and Imperial Pardons in the Second Half  
of the Latter Han Period

SAMEJIMA Hiroki

During the second half of the Latter Han period, particularly after the reign of Andi 安帝 (106–125), a large number of bandits took up arms. Most of the bandits were suppressed by the central government and local government forces while others were pardoned by the emperor and dissolved. In the second half of the Latter Han period, the method in which local governors persuaded bandits to dissolve became increasingly popular. This study examines the background of the implementation and success of this method, which is referred to as “recovery” in this paper.

During the Han dynasty, bandits were mostly suppressed by force, but some were dissolved by imperial pardon. Although pardons are known to have disrupted social order, they are also believed to have played a role in restoring public order, albeit temporarily. In the second half of the Latter Han period, however, some bandits continued to ignore the pardons or re-uprose after the pardons were granted. This scenario indicated a decline in the effectiveness of these pardons. Specifically, such decline was due to the fact that pardons were no longer able to fundamentally alleviate people’s hardships as natural disas-

ters and other problems, such as the spread of poverty, degraded government officials, and rampant corruption, became increasingly serious in the second half of the Latter Han period.

During the same period, a recovery policy emerged in which local governors unconditionally forgave bandits and accepted their surrender. However, the forgiveness of bandits was originally the exclusive prerogative of the emperor. In fact, during the Former Han dynasty, local governors were sometimes punished for forgiving bandits on their own. However, in the second half of the Latter Han period, this punishment was not apparent as local governors were recognized and honored by the imperial court instead. Specifically, this shift was due to the recovery policy implemented by regional governors that included measures for rebuilding people's lives, such as reducing harsh administration. These measures were more effective than pardon in dissolving bandits and preventing their re-emergence.

## The Centralized Excise Collection System for Native Opium at the End of the Qing Dynasty

BANDO Yutaka

The central government of the Qing Dynasty established the Commission for Army Reorganization in 1903 and then created the centralized excise collection system for native opium (*tuyao tongshui* 土藥統稅) in 1905 to finance the Commission. This article analyzes the operation of this system in Shanxi Province, one of the chief opium-growing districts at that time.

Under this system, tax revenue was distributed as follows: the provincial government's incomes were fixed based on their opium tax revenue in 1904, and the central government received the excess income. However, the provincial governments did not gain a fixed income, because the tax revenue was distributed between the central and provincial governments in a predeter-